様式第三十三号の五の二（第二面）注意1(1)中「(1)育児休業基本給付金支給申請書として使用する場合」を削り、「育児休業基本給付金」を「育児休業給付金」に改め、同1(2)を削り、同2中「育児休業給付」を「育児休業給付金」に改め、同3中「育児休業基本給付金の支給申請書として使用する場合の」を削り、同3(1)を削り、同3(2)から(5)までを一ずつ繰り上げ、同3(6)中「育児休業基本給付金支給決定通知書」を「育児休業給付金支給決定通知書」に改め、同3(6)を同3(5)とし、同3(7)を同3(6)とし、同3(8)中「育児休業基本給付金」を「育児休業給付金」に改め、同3(8)を同3(7)とし、同4を削り、同5から同10までを一ずつ繰り上げる。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第二条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第十二号中「育児休業基本給付金」を「育児休業給付金」に改め、「、第百一条の十四第一項の育児休業者職場復帰給付金の支給の申請（第百一条の十五において準用する第百一条の八の規定により事業主が行う場合を含む。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正後の雇用保険法施行規則第百一条の十三第一項の育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書及び育児休業給付金支給申請書は、当分の間、なおこの省令による改正前の雇用保険法施行規則の相当様式によることができる。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　社会保険労務士法第二条第一項第一号の三に規定する申請等に係る厚生労働省令で定めるものは、社会保険労務士法施行規則第一条の規定にかかわらず、同令別表各号に掲げる申請等について、それぞれ当該各号に定めるとおりとするほか、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五号）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者に支給する育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の支給の申請とする。

○厚生労働省令第百六十二号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日　　厚生労働大臣　長妻　昭

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　雑則（第六十一条―第六十七条）」を「第六章　紛争の解決（第六十条の二）
第七章　雑則（第六十一条―第六十七条）」に改める。

第四十二条中第四号から第六号までを削り、同条第七号中「第三十九条第一項第七号」を「第三十九条第一項第四号」に改め、同号を同条第四号とする。

第四十八条中第四号から第六号までを削り、同条第七号中「第三十九条第一項第七号」を「第三十九条第一項第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第八号を同条第五号とする。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　紛争の解決

（準用）

第六十条の二　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第五十二条の五第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第五十二条の五第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「両立支援調停会議」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の五第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条第一項」と、「求められた者は、機会均等調停会議に出頭しなければならない。この場合において、当該出頭を求められた者は」とあるのは「求められた者は」と、同条第三項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条第一項の」と、同令第九条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）第六十条の二において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第六十条の二において準用する第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十一条」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十一条」と読み替えるものとする。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第二条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表（第一条関係）第四十二号中「第五十三条第四項」を「第五十二条の五第一項の調停の申請及び第五十三条第四項」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二　子の看護休暇（第三十条―第三十一条）」を「第四章　子の看護休暇（第二十四条―第三十条の八）
第五章　介護休暇（第三十条の二―第三十一条の二）
第六章　所定外労働の制限（第三十一条の三）」に、「第三章の三」を「第七章」に、「第三十一条の二」を「第十章」に改める。

第四条第四号中「以下「配偶者」という。」を「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。」に改め、同条第五号中「配偶者」を「前号に規定する配偶者」に改め、同条第六号中「事情により」の下に「第四号に規定する」を加え、同条に次の二号を加える。

七　法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

八　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

第四条の二第二号イからニまで以外の部分中「行っている」の下に「当該子の親である」を加え、同号ハ中「事情により」の下に「常態として法第五条第三項の申出に係る子の養育を行っている当該子の親である」を加える。

第五条第一項本文中「記載した育児休業申出書を」を削り、「提出する」を「申し出る」に改め、同項第九号中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同項に次の一号を加える。

十二　法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合にあっては、当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該労働者の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日以後である事実